

令和2年5月19日

厚生労働大臣様

広島県知事
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び
検査体制の現状に関する認識について(回答)

令和2年5月14日付け厚生労働省発健 0514 第8号で照会のこのことについて、次のとおり回答します。

1 これまでの取組

本県においては、これまで感染拡大防止のため、「徹底的な調査による感染者の特定」と「接触機会の低減」という2つの戦略で取り組んできた。積極的疫学調査を徹底的に行った上で、濃厚接触者はもとより症状の有無に限らず幅広く検査を行うとともに、一旦、陰性と判定された者についても、2週間の健康観察を行い、適宜再検査を行うなど、感染者の把握に全力で取り組んできた。

4月6日には、県民に対して、密閉、密集、密接のいわゆる3密が重なる状況の徹底的な回避をお願いする緊急メッセージの発信、10日には、週末の外出自粛要請、13日には、外出自粛要請を平日にも拡大し、事業者にも接触機会の低減をお願いする「感染拡大警戒宣言」など、先手先手を打ちながら進めてきたところである。こうした取組により、広島市、三次市において発生したクラスターについては、積極的疫学調査により全体像が把握できており、不特定の層に広がる状況を防ぐことができている。

また、大型連休期間中に広域にわたって人の移動が生じることで、更なる感染拡大が懸念されることから、4月18日に、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態措置として、人と人との接触を8割削減することを目標に、県民に徹底した外出の自粛を、事業者には感染拡大につながるおそれのある施設の休業への協力や、テレワークの活用などによる出勤者数の削減を要請したところである。(施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請(要請期間:4月22日～5月6日、その後5月31日まで延長し、5月15日一部解除))

4月臨時県議会においては、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、国の緊急経済対策も活用して、424億円余の補正予算を編成したところである。そのうち、感染拡大防止対策及び医療提供体制の確保に関する主な内容は、次のとおりである。

「感染拡大防止対策」

- ・ 感染者の早期発見のため、PCR検査に必要な機器の購入やドライブスルー方式による検体採取の実施、民間検査機関等における検査の実施など、検査体制の強化を図ること。
- ・ 従業員等の感染発生時に疫学調査に協力し情報公開したことにより、風評被害など経営に影響を受けるおそれのある事業者に対する支援金の給付や、社会福祉施設、学校等に配布するマスク及び消毒液の確保などに取り組むこと。

「医療提供体制の確保」

- ・ 入院病床について、医療崩壊を防ぎつつ、迅速かつ適切な治療を行うため、病院施設の環境整備を進めること。
- ・ 無症状患者や軽症者が、宿泊療養するための施設の借上げを実施すること。
- ・ 医療機関におけるマスクや防護服等の医療資材の確保や医療従事者への支援など、適切な治療が可能な体制の確保を図ること。

なお、医療提供体制等に係る検討・推進組織としては、「新型コロナウイルス感染症広島県対策本部」の下に、感染症指定医療機関、学識経験者、医師会及び行政機関で構成する「広島県新型コロナウイルス感染症患者受入れ調整本部」を設置し、医療機関の役割分担や患者受入れ病床の確保等について調整を図っている。

また、県下の感染状況については、学識経験者等で構成する「新型コロナウイルス感染症対策専門員会議」において評価分析を行っている。

【これまでの主な対応状況】

広島県		国	
1月29日	特別警戒本部の設置	1月15日	国内初の感染者を確認
3月7日	県内初の感染者を確認	1月30日	対策本部の設置
3月17日	追加予算議案(補正第1弾)		
3月26日	特措法に基づく対策本部に切替え	3月26日	特措法に基づく政府対策本部の設置
		3月28日	基本的対処方針の決定
4月6日	緊急メッセージの発信	4月7日	緊急事態宣言(7都府県)
		4月16日	緊急事態宣言(全都道府県に拡大)
4月18日	緊急事態宣言		
4月30日	臨時県議会(補正第2弾)		
5月5日	緊急事態宣言(5/31まで延長)	5月4日	緊急事態宣言(5/31まで延長)
5月11日	段階的な制限の緩和		

2 現状認識

本県における5月18日20時現在の感染者数は、延べ166人で、医療提供体制等については、次のとおりである。

陽性者の内訳 (5/18 時点)

入	院	21人
ホテル(宿泊療養)		9人
在	宅	※1 17人
退	院	117人
死	亡	2人
合	計	※2 延べ166人

※1 社会福祉施設内での療養

※2 再陽性2人を含む

医療提供体制

区分	機能	確保数 (5/18) a	稼働数 (5/18) b	空床率 (a-b)/a	整備目標
重症 中等症	入院	266床 (18施設)	21床 (6施設)	92.1%	270床
軽症 無症状	宿泊療養	130室 (1施設)	9室 (1施設)	93.1%	500室

検査体制

区分	検査能力 (5/18) a	過去平均 (5/8~5/14) b	余力 (a-b)/a	整備目標
PCR検査(1日当たり件数)	270件 (5施設)	80件	70.4%	350件※

※ 今後、大学や民間の検査機関の活用等によりさらなる拡大を予定

疫学的状況

- ・ 5月4日から16日まで13日連続で新規感染者が確認されていない。(5/17に再陽性1件)
- ・ 感染経路が不明な感染者が感染者に占める割合は累計で約15%と低い。

評価

本県における3月から5月にかけてのまん延第一波では、感染状況に応じた受入れ病床の迅速な確保など、関係者の柔軟な連携により、県民の健康を守る対応が実現された。4月には、広島市及び三次市において、患者クラスターが発生したが、積極的疫学調査により、概ね全体像が把握できており、不特定の層に広がる状況ではない。

さらに、5月4日から16日まで13日連続で新規感染者が確認されていないこと、また、感染経路が不明な感染者が感染者に占める割合は累計で約15%と低いことなどから、今後、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに医療状況や検査体制が逼迫する恐れは少ないと考えられるが、第二波、第三波に備えて、引き続き、第一波の対応経験をもとに速やかに体制のさらなる強化を図る必要がある。

3 今後の課題

(1) 医療提供体制

- ・ 妊産婦、小児、透析、精神疾患など、特別な配慮が必要な感染者に係る受入れ体制を整備する必要がある。(検討中)
- ・ コロナ疑いの救急患者の受入れ体制及び消防との情報共有など、MC(メディカルコントロール)体制を整備する必要がある。(検討中)

(2) 検査体制

- ・ 迅速・簡易なPCR検査機器等の導入により、広範かつ早期に感染者を発見できる体制を整備する必要がある。(検討中)
- ・ 受動的に検査を行うのではなく、発想を転換して、症状の有無に関わらず、医療・介護・福祉施設の従事者など、社会的機能の維持に必要な者や重症化するおそれのある入院患者・入所者など、優先的に検査すべき対象の拡充について検討が必要。